



第5章  
全体構想



## 第1節 土地利用の方針

### 1. 基本方針

活力を創造する都市活動と田園・自然環境の調和を確保することを基本として、計画的な土地利用を推進します。

#### (1) 賑わいを創出し持続可能な都市を支える土地利用の推進

##### ① 安全・安心で便利・快適な暮らしを支える土地利用

少子高齢化の進展に伴う人口減少社会においても、安全・安心で便利・快適な暮らしができるよう、まちなか再生やコンパクトな市街地の形成などにより賑わいを創出し生活利便性を高めるとともに、防災機能など生活環境の向上につながる土地利用を推進します。

##### ② 地域経済と雇用を支え多様な交流を生む土地利用

都市の持続性を高めるため、広域交通の利便性を活かした、生産・加工・流通等の産業機能や観光機能の創出等、地域経済と雇用を支え多様な交流を生む土地利用を推進します。

##### ③ 田園環境・自然環境と調和した土地利用

みどり豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境が調和した土地利用を推進します。

また、本市の生態系を支える自然環境の適正な管理に努めるとともに、土地の活用に際しては、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

#### (2) 都市計画の枠組に対応した土地利用規制

本庄都市計画区域（線引き）、児玉都市計画区域（非線引き）、都市計画区域外が並存する本市では、それぞれの特性に応じた土地利用規制を行っていきます。

また、今後も都市計画法の改正等の動向や埼玉県の都市計画区域再編の考え方を注視しながら、一体の都市として土地利用を規制誘導する都市計画区域の再編の可能性を引き続き検討します。

## 2. 施策の方向性

### (1) 都市的土地利用

#### ① 住宅地 -----

低層低密度を基本に適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

- 地区計画が定められている区域では、地区計画を継承するとともに、居住者の高齢化等に伴い空き家・空き地が発生した場合に備えて、建て替えや住み替えを促進する土地・建物活用の環境を整え、住宅地としての持続性確保を進めます。
- 土地区画整理事業が完了した区域については、良好な居住環境が維持されるよう、地区計画や建築協定、緑化協定などの活用によって良好な居住環境の保全・形成を図ります。
- 土地区画整理事業が行われていない区域では、生活道路や公園等の整備、建築物の共同化等の促進により、市街地環境の改善を図ります。また、農地や低未利用土地がまとまって残存する区域では、基盤整備と地区計画による一体的・計画的な市街化を誘導します。
- 準工業地域に指定されている区域では、多様な用途の混在を抑制するとともに、工場の立地や移転の動向を踏まえて、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

#### ② 拠点市街地 -----

拠点市街地では、3つの駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進め、多様な都市機能や居住の集積を誘導し、それぞれの地域特性を活かした利便性の高い快適な市街地の形成を図ります。

また、「本庄市立地適正化計画」において、拠点市街地を公共公益や医療、福祉、子育て、商業等の生活サービス施設を誘導・集積する都市機能誘導区域に設定し、生活サービス施設の誘導を図ります。

- 本庄駅周辺市街地では、回遊を楽しみ、健康的・活動的に暮らせる中心市街地として、交通便利性や生活利便性、中山道の宿場町の名残と味わいを活かして、ハードとソフトの施策を効果的に組み合わせながら、まちなか再生に向けた取組を展開します。
- 本庄早稲田駅周辺市街地では、環境共生・ユニバーサルデザイン・脱炭素型まちづくりなど、次代を見据えた魅力ある暮らし方を実現できる取組を進めます。
- 児玉駅周辺市街地では、児玉駅及びその周辺における日常生活を支える機能の充実など、ゆとりを感じられるコンパクトな市街地の実現に向けた取組を進めます。

### ③ シンボル軸育成エリア-----

本庄駅と本庄早稲田駅をつなぐ本庄駅南口前通り線・中央通り線沿道は、本庄早稲田駅周辺への居住や都市機能集積の進捗にあわせて、拠点相互の人の流れを活発化させるような魅力ある商業・業務機能の充実を図ります。

また、ゆとりある道路や公園といった公共空間を活かし、公民の連携による賑わいの創出や早稲田大学、企業と連携した先端技術の活用による利便性向上を推進します。

本庄地域の仲仙道線・本庄駅前通り線沿道や児玉地域の駅前通線・中央通線沿道は、寺社やレンガ造りの建物などの歴史を物語る建築物が多く立地し、祭りの舞台としても地元の人々から愛される通りであることから、昔ながらのまちの顔として、維持・再生を図ります。

### ④ 沿道サービス型商業地-----

市街化区域内の国道17号・462号、南大通り線沿道については、地域の活性化や暮らしの利便性向上に資する商業機能の充実を図ります。

### ⑤ 工業地-----

工業を中心とした土地利用の維持とともに、産業をテーマとした企業・市民・来訪者の交流により地域活力を創造していけるよう、周辺環境との調和や環境保全に配慮しつつ、機能の充実を図ります。

## (2) 田園地域の土地利用

### ① 農村集落地-----

田園地域のまとまりある集落地の風景を守り、生活利便性を確保するため、集落の基本的な区域を維持しつつ、生活基盤の整備やコミュニティの維持・活性化に必要な建築・開発行為を許容します。

また、菜園のある住宅や田園環境を楽しむゆとりある住宅、週末や短期滞在のための施設など、農村での暮らしや魅力ある時間を過ごす環境を充実させていくための建築・開発の誘導のあり方を検討します。

### ② 農地-----

生産者と消費者を守るため、優良農地の保全に努めるとともに、意欲的な農業経営に向けた農業基盤の整備や、農業や農産物を介した都市住民との交流を進めるための環境整備を進めます。

### (3) 森林地域の土地利用

#### ① 山村集落地

森林環境と住宅や農地等が調和した集落地の生活利便性を確保するとともに、集落地内の空き家の活用等を進め、都市住民が訪れ、豊かな自然に親しみ、交流できる環境の充実に努めます。

#### ② 森林地域

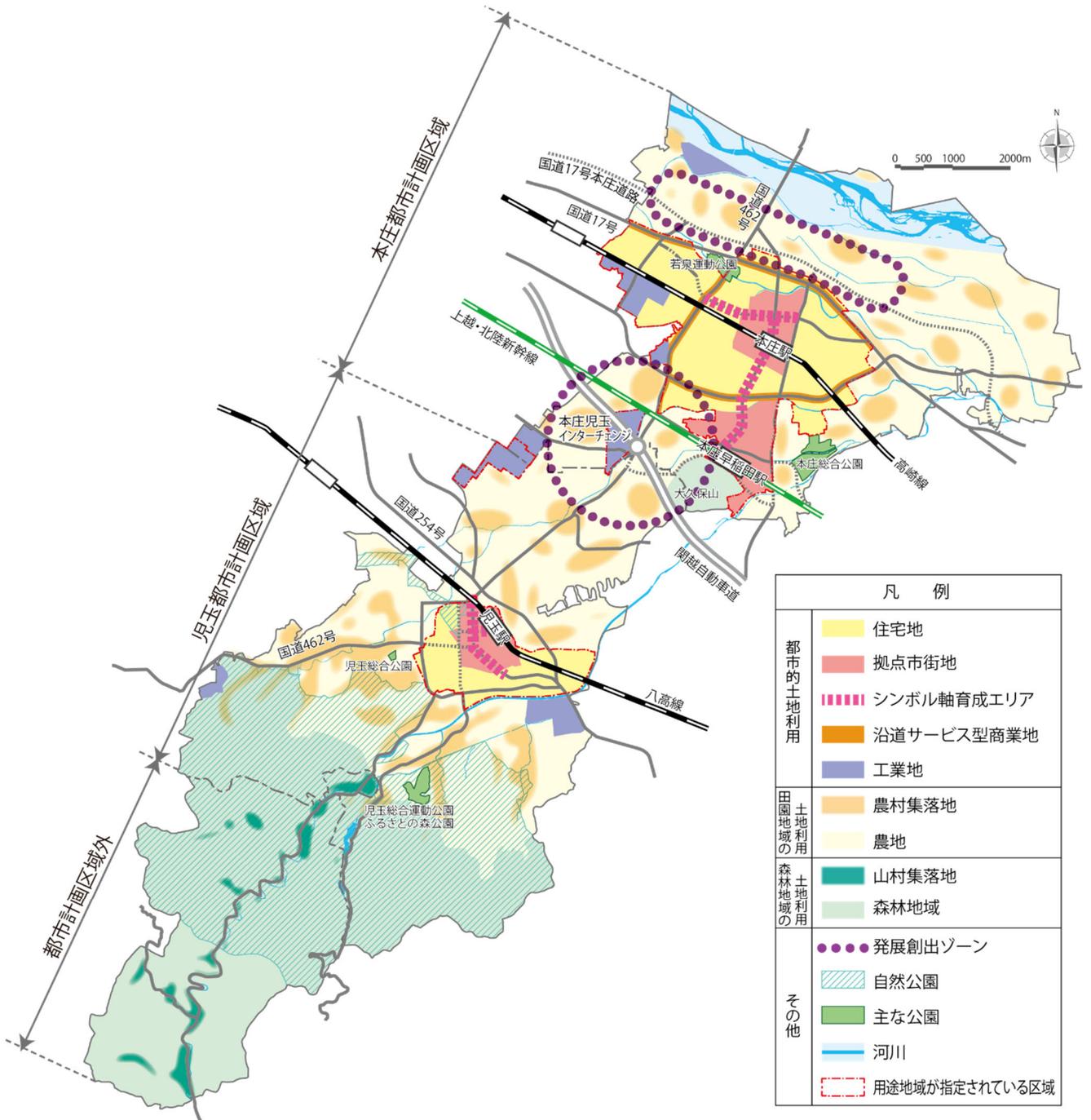
水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、木材生産など、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう健全な森林資源の維持増進を図るとともに、様々な体験や交流活動ができる環境の充実に努めます。

### (4) 発展創出ゾーン

本庄児玉インターチェンジ及び国道 17 号本庄道路周辺の区域を発展創出ゾーンとして位置づけ、広域道路ネットワークの交通利便性を活かし、地域活力の新たな創出を図るゾーンとします。

ゾーン内における産業等の立地ニーズが高い土地においては、優良農地の保全など農業施策との調整等を図りながら、生産・加工・流通等の産業機能や観光機能等の本市の将来を持続的に支える土地利用の誘導を進めます。

■土地利用の方針図



## 第2節 交通体系整備の方針

### 1. 基本方針

自動車交通及び自転車交通に対応したネットワークの整備に加え、公共交通網の維持・確保と利便性の向上により、活発な都市・地域活動と暮らしを支える交通体系を確立します。

#### (1) 安全で円滑な道路ネットワークの確立

国道17号本庄道路の整備効果を最大限に活かせるよう、広域幹線道路・主要幹線道路・幹線道路・都市内幹線道路・生活道路で構成する安全で円滑な道路ネットワークを確立します。

今後、既存道路の老朽化が進み、維持管理に掛かるコストが年々増加していくことが予想されるため、新たに整備する路線については、その整備効果を検証し必要性の高い路線の整備を進めます。

また、長期未整備となっている都市計画道路については、社会経済情勢やまちづくりの進捗等も踏まえ、都市計画決定時から必要性が低下した路線等は積極的に見直しを進めます。

#### (2) 歩行者・自転車交通に対応した交通環境の整備

歩行者の安全性や快適性に配慮した歩行空間の整備等を進め、居心地の良いウォークアブルなまちづくりを推進します。

また、自転車利用による健康増進や観光、地域活性化等に果たす役割やニーズの拡大に対応し、自転車利用環境の充実を図ります。

#### (3) 公共交通ネットワークの効率化

高齢化の進展や自動車交通による環境負荷等に対応するとともに、拠点間の連携を強化するため、公共交通の利便性を高めます。

また、MaaSや自動運転技術等の先端技術についても活用の可能性を研究します。

## 2. 施策の方向性

### (1) 道路ネットワークの整備

#### ① 自動車交通を支える道路ネットワーク -----

##### i 広域幹線道路

自動車専用道路（関越自動車道）を首都圏各地と本市をつなぐ広域幹線道路として位置づけ、産業立地や観光・交流の魅力を高める道路として最大限の活用を図ります。

##### ii 主要幹線道路

本市の骨格を形成し、埼玉県内や高崎市・伊勢崎市を連絡する国道を主要幹線道路として位置づけ、円滑な交通処理や災害時の救急・救援活動を担う道路として、関係機関と連携を図りながら機能の維持・増強を促進します。

- 国道 17 号
- 国道 254 号
- 国道 462 号
- 国道 17 号本庄道路

##### iii 幹線道路

主要な県道や都市計画道路等を幹線道路として位置づけ、地域の骨格を形成し市内の交通を円滑に処理する道路として、関係機関と連携を図りながら機能の維持・増強を促進します。

- 県道藤岡本庄線（南大通り線）
  - 県道本庄妻沼線
  - 県道花園本庄線（東西通り線、本庄深谷線）
  - 県道本庄寄居線（十間通り線）
  - 県道勅使河原本庄線・県道本庄停車場線（仲仙道線）
  - 蛭子塚通り線
  - 新駅南通り線
  - 県道児玉新町線
  - 県道児玉町蛭川普済寺線
  - 県道秩父児玉線
  - 県道長瀬児玉線
  - 県道前橋長瀬線
  - 県道児玉停車場線（駅前通線）
  - 環状 1 号線
  - 八幡山通線
  - 役場前通線
- 等

#### iv 都市内幹線道路

幹線道路を補完し、市街地内の交通を円滑に処理する道路を都市内幹線道路として位置づけ、機能の維持・増強に努めます。

#### v 生活道路

i から iv 以外の主要な道路を地区内の生活交通を支える生活道路として位置づけ、狭あい道路の解消など安全性に配慮した維持・整備を図ります。

### ② 歩行者や居住者の安全に配慮したウォークブルなまちづくり -----

3つの駅周辺では、歩行者や居住者の安全に配慮し、新たな滞留や交流を生む道路空間の利活用を図るなど、居心地の良いウォークブルなまちづくりを進めます。

## (2) 自転車ネットワーク

### ① 河川等を活かした自転車ネットワークの形成 -----

本市北部の平坦な地形や南部の起伏に富んだ地形を活かし、利根川・小山川をはじめとする主要な河川沿いや、河川・市街地・山間部を結ぶ主要な道路などを自転車ネットワークとして位置づけ、健康増進やスポーツ・レクリエーションのための自転車利用の環境を整えます。



利根川自転車道

また、作成したサイクリングルートマップを活用するとともに、サイクリストのニーズにマッチした情報発信の方法について検討します。

### ② 自転車利用環境等の整備 -----

通勤・通学等で多くの自転車利用が想定される道路については、自転車と歩行者の衝突などの事故が起こらないよう、自転車通行空間の整備や自転車利用のマナー徹底など、共存のための改善のあり方を検討し、その実現に努めます。

また、新たに整備される幅員の広い道路においても、歩行者と自転車の通行帯の分離などにより、歩行者と自転車が共存できる道路空間の構成を計画段階から検討します。

### (3) 公共交通ネットワークの維持・確保

#### ① 鉄道輸送サービスの充実

鉄道の運行ダイヤの維持・改善や地域の活性化に資するイベント開催などを鉄道事業者に要請し、鉄道の利便性向上と地域経済の発展を図ります。

#### ② バス交通の充実

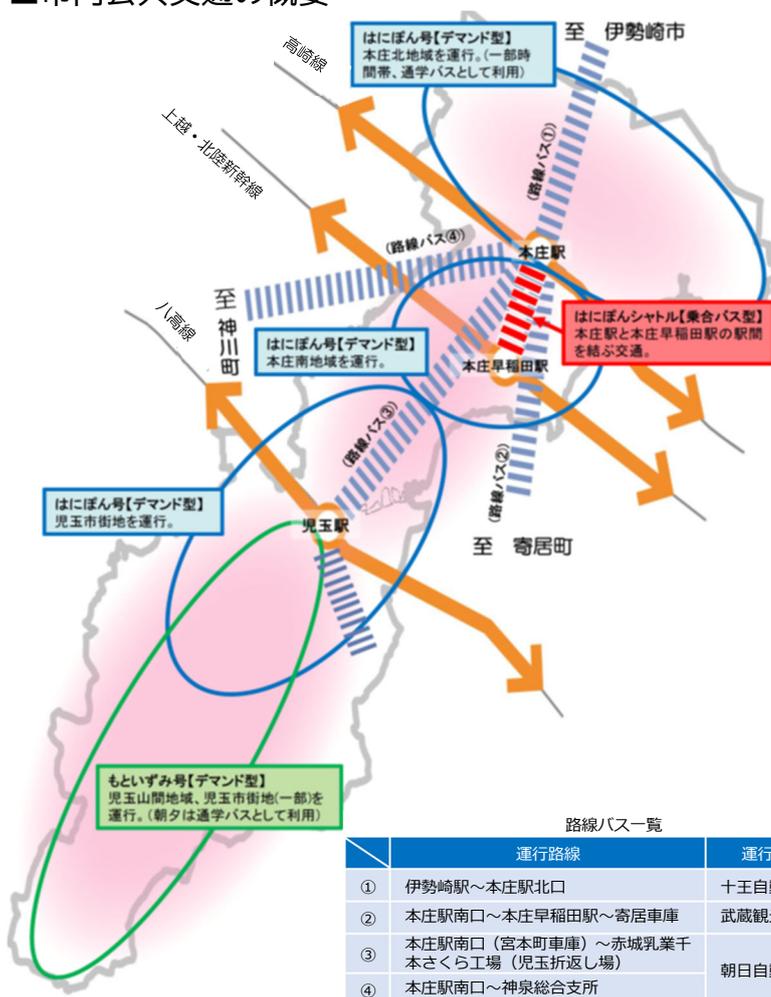
本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトルバス「はにぼんシャトル」と主要施設への移動など市内全域をカバーするデマンドバス「はにぼん号・もといずみ号」の運行を継続し、さらなる効率化や利活用を進めます。

また、鉄道駅などの市内の主要な拠点への移動や、隣接する自治体間の移動（伊勢崎市方面、神川町方面、美里町・寄居町方面）を担う民間路線バスの維持を図ります。

#### ③ 交通結節機能の充実

3つの駅では、鉄道・バス・タクシー・自転車等の乗り継ぎを円滑化するため、駅前広場や自転車駐車場の維持・改善など交通結節機能の充実を図ります。

#### ■市内公共交通の概要



デマンドバス

## 交通体系整備の方針図



## 第3節 水とみどりの環境整備の方針

### 1. 基本方針

二酸化炭素の排出量を実質的にゼロにする脱炭素社会に向けたまちづくりに取り組むとともに、本庄らしい風土を感じられる健全で心地よい環境づくりを進めます。

#### (1) 環境共生都市の実現に向けた取組の推進

「本庄市環境宣言」及び「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」の考え方を基本とし、「本庄市エコタウン基本計画」の取組成果のさらなる展開や環境に配慮した先導的なまちづくりの推進、環境に対する意識を高める環境学習等を総合的に推進し、産・学・公・地域の協働による地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

#### (2) 森林や農地の保全とまちのみどりの保全・創出

森林は国土の保全や水源涵養、生物多様性の保全など様々な機能を有し、地球温暖化を防止するうえでも、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を担っています。また、農地は農作物の供給や保水機能を有するとともに、良好な景観の形成にも寄与しています。このように森林や農地は社会にとって大切な機能を有していることから、市民や関係機関と連携を図りながら維持・保全を進めます。

加えて、人々の生活に潤いを与える公園・緑地等の身近なまちのみどりの保全・創出とこれらのネットワーク化を進めます。

#### (3) 水循環の健全性の確保

森林機能の保全による水源涵養、市街地における敷地内の緑化や雨水の浸透力の確保、生活排水の適正な処理など、水循環の健全性を確保します。

### 2. 施策の方向性

#### (1) 環境共生のまちづくり

##### ① 先導的なエコタウンの育成

本庄早稲田の杜とその周辺地域において、豊かな自然環境と早稲田大学の「知」を最大限活用し、民間の技術や知恵を活かしながら再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などの技術・仕組みの研究を集中的に進める中核的エリアを育成し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

## ② 環境に配慮したまちづくりの全市展開 -----

### i 環境施策の全市的展開

これまでの先導的な取組や「本庄市環境宣言」及び「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく取組の成果を活かしながら、市全域で環境施策を発展的に展開します。

- 経済的・効果的で持続性のある再生可能エネルギー導入の推進
- 交通体系の円滑化や公共交通サービスの維持・確保及び利便性の向上による自家用車利用からの緩やかな転換の推進
- ゼロカーボンシティの実現に寄与する車両導入等の検討
- 環境共生まちづくりに向けた環境推進施策、健康・安全・安心施策、食・農業施策の展開

### ii 循環型都市を目指す取組の展開

資源を大切にし、環境負荷の少ない循環型都市を目指した取組を展開します。

- ごみの減量化・資源化を着実に進める収集・リサイクル・再資源化の仕組みづくり
- 住宅敷地や道路における雨水浸透力の向上を図り、都市の保水機能を回復するとともに、雨水の循環利用のためのシステム活用を積極的に推進

## (2) 健全な田園・森林地域の保全・管理

### ① 田園・森林地域の保全・管理 -----

田園地域では、首都圏での高い農業生産力を活かして、本庄ブランドとしての品質の高い農産物の産地育成や効率的かつ安定的経営を担う営農集団の育成基盤となる優良農地の保全、用排水路の維持・整備、農地の利用集積及び規模拡大の促進を図ります。

森林地域においては、水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、木材生産などの諸機能を健全に維持・増進していくため、「森林環境譲与税」を活用し林業の振興や造林・間伐・保全等の森林整備を着実に実施します。

また、こうした取組の担い手を幅広く育成するため、サマーチャレンジや里山自然・文化体験ゼミなどの森林体験や川の環境展・水生生物調査などの学習活動、ボランティア活動、企業の社会貢献活動等の力を効果的に活かせる仕組みづくりを進めるとともに、山間部にある豊富な地域資源を活用し、山村集落地における交流の充実を図ります。

### ② 田園地域における滞在・交流環境の整備 -----

食をテーマにした交流とともに、市民農園や遊休農地を活用した体験型農業など、田園地域で滞在・交流できる環境づくりを進めます。

### (3) 身近な水とみどりの維持・創出

#### ① 水とみどりの交流拠点の整備

子どもの遊び場や健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図るとともに、周辺の公共施設や民間施設との連携を推進し、身近な遊び場や休息の場となるみどりの空間の充足を図ります。また、大きな公園では、民間のノウハウを活用した魅力的な公園づくりと持続的な公園経営を目指します。

大久保山や早稲田リサーチパーク地区については、一体の拠点として、調整池や樹林地等を活かして、散策・クロスカントリー等が楽しめる環境を維持できるように、早稲田大学と連携を図りながら管理を行います。

#### ② 豊かなみどりの保全

元小山川沿いなどの段丘斜面林は、市民の暮らしを支える多面的な機能を持ち、市街地及びその周辺に連続する貴重なみどりの空間として、「ほんじょう緑の基金」の活用を含め、グリーンインフラとして将来にわたり保全します。

市民のふるさと景観としての意識が高く、貴重な自然が残る大久保山は、早稲田リサーチパーク地区での自然との調和や景観への配慮を促しながら、みどりを保全します。

まとまりある樹林地や地域の歴史・風土を守ってきた社寺林・屋敷林・高生垣などについては、保存制度の適用や保全支援、公民連携策の拡充などにより次世代に引き継ぎます。

#### ③ まちなかのみどりの育成

まちなかの身近な公園（地区公園・近隣公園・街区公園）については、利用範囲を想定しながら適切に確保していきます。地域の特徴を活かしながら、子どもや高齢者、障害者など誰もが親しめる公園として維持・管理・改善を行うとともに、公園利活用策や公園愛護会制度などの市民活動への支援、市民参画制度の充実などにより市民と協働の管理活動を展開します。

都市計画道路や公共施設などにおいては、積極的に地域の樹木や花を活用し、地域の魅力づくりのモデルとなるよう緑化を図ります。また、公園については、芝生化による快適で魅力ある環境づくりを推進します。

民有地についても、緑地協定や地区計画の推進、屋上緑化等により緑化を促進します。

#### ④ 水とみどりのネットワークの形成 -----

レクリエーションの場となる様々なみどりのオープンスペースを活用し、みどり・健康・交流拠点をつなぐように、小山川河川敷のマラソンコース化等、各河川を軸とした水とみどりのネットワークを形成することで、健康増進のための散歩・ウォーキング・ジョギングやサイクリングなどができる環境の充実に図ります。

複数の河川の親水空間をつなぎ、まちなかから水とみどりのネットワークに気軽にアクセスできる主要な道路については、自転車利用の環境を整えます。

小山川、元小山川、女堀川、男堀川、備前渠川については、個々の河川の特徴や実情を考慮した整備保全計画に基づき、治水・利水・親水機能の充実に図ります。



利根川

### (4) 生活排水処理施設の整備

#### ① 公共下水道 -----

市街化区域、用途地域が定められている区域など、将来、市街化が予測される区域においては、公共下水道事業による整備を進めます。

#### ② 農業集落排水 -----

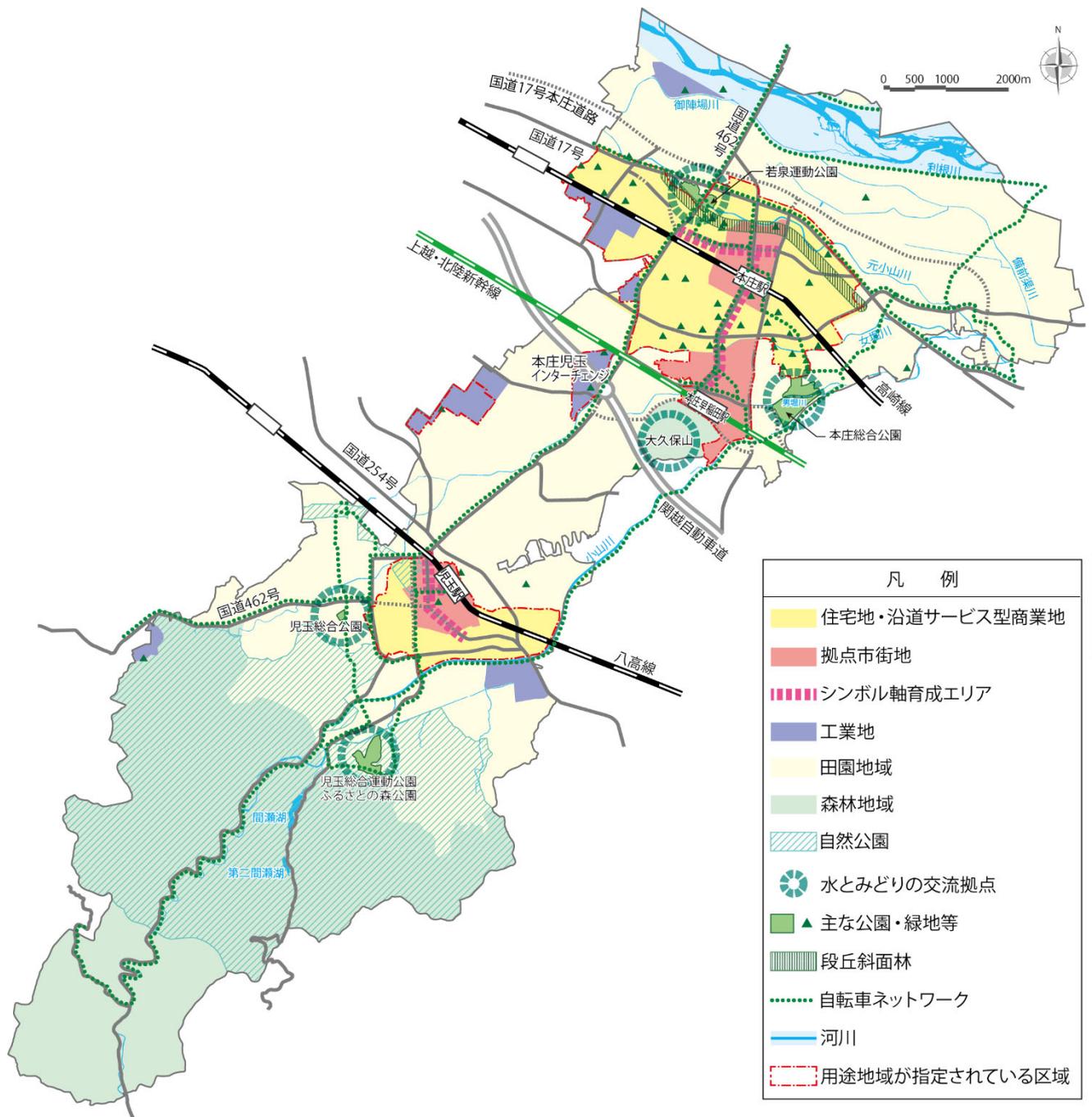
農業集落排水施設の老朽化に伴う修繕や更新コストを踏まえ、公共下水道や隣接処理地区への接続を検討し、農業集落排水整備区域の統廃合を計画的に行い、効率的な管理運営とコスト縮減を進めます。

#### ③ 合併処理浄化槽 -----

人家のまばらな区域や公共下水道・農業集落排水事業区域外で個別処理が有利と判断された区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。

また、公共下水道・農業集落排水に適した区域であっても、一定期間事業着手が見込まれない区域では、合併処理浄化槽の設置によって対応します。

■水とみどりの環境整備の方針図



## 第4節 安全なまちづくりの方針

### 1. 基本方針

災害や犯罪等から市民生活と都市を守り、安心して生活できる都市環境の整備を進めます。

#### (1) 防災まちづくりの推進

大規模地震や河川氾濫等の自然災害の発生に備えて、市街地や農村・山村集落地の防災性を高め、人的被害を最小限にとどめる取組について、「本庄市立地適正化計画」の防災指針と連携しながら進めるとともに、都市機能や産業機能の維持・早期回復、3つの駅周辺拠点間での相互連携・補完、円滑な避難・救急・救援活動のための防災拠点の整備、的確な気象情報の収集・提供など、防災まちづくりを進めます。

#### (2) 安心して生活できる環境の創出

市民が安心して生活できる環境を創出するため、地域住民による防犯活動の推進や防犯に配慮したまちなみの形成などを図り、犯罪の抑制につながるまちづくりを進めます。

### 2. 施策の方向性

#### (1) 防災まちづくり

##### ① 防災拠点の整備 -----

本庄総合公園や児玉総合公園等については、マンホールトイレシステムや耐震化した管渠等を備えた防災拠点としての施設整備を行います。

また、避難場所につながる地域の主要な道路については、沿道の耐震化・不燃化の促進や危険なブロック塀の改善などによって安全性を確保します。

##### ② 防災空間とネットワークの確保 -----

##### i 防災ネットワークの確立

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯としての機能を有する幹線道路は、大規模災害発生時の避難や救急・救援活動を円滑に行うことを想定し、計画的な整備と維持管理を行います。

また、広域幹線道路や将来都市構造において広域連携軸・拠点連携軸に位置づけた主要幹線道路・幹線道路などによって防災ネットワークを確立し、防災性を向上させる沿道の耐震化・不燃化や道路の無電柱化を促進します。

## ii 防災空間の確保

災害時の避難場所や延焼遮断帯として有効な河川を含む市街地のオープンスペース（防災空間）は、生活道路や公園・緑地、広場等の整備や工場等の大規模施設周辺の緑地・農地・樹林地の保全など、柔軟かつ多様な手法を総合的に活用し、バランスよく確保します。

### ③ 建築物の耐震性・不燃性等の強化-----

災害時における被害の拡大を抑制するため、住宅や公共施設・商業施設など多くの人が利用する建物の耐震化・不燃化を促進します。特に、建物が集積する市街地において、火災の危険性を低減するため、建物の不燃化を促進する防火地域や準防火地域の指定を検討します。

地域産業を支える工業団地等においては、大規模地震災害や風水害等に備えた産業基盤の整備や耐震性の向上などを進めます。また、首都圏機能やインフラの寸断に備えて、災害時における市内立地企業の事業継続性の向上を促進します。

### ④ 防災組織の育成-----

災害時等に迅速な行動ができるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、市全域にわたって自主防災組織の育成及び活動の支援やそれぞれの環境に応じた自助・共助の体制の確立を進めます。

### ⑤ 土砂災害への対応-----

土砂災害の危険性が高いと想定される集落においては、危険の周知・警戒、避難体制の整備を図るとともに、道路の寸断等による集落の孤立化も想定した避難対策を検討・実施します。また、国・県と協力して、危険な盛土等による災害の防止に努めます。

### ⑥ 河川の氾濫対策と住宅地の浸水対策-----

#### i 氾濫対策の推進

国・県・流域自治体と連携し、河川改修等の氾濫対策を進めます。

- 流域における浸水被害の軽減を図るため、利根川水系河川整備計画及び埼玉県河川整備計画に基づく堤防整備等を国・県に要望します。
- 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、治水のためのハード対策をより一層加速するとともに、流域に関わる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水」に参画し、多様な主体と手を携えて対策の充実に取り組みます。
- 河川管理者が主体となり流域全体で進める「流域治水」と整合を図りながら、市内の準用河川の氾濫危険性を低減する河川改修を計画的に推進します。

## ii 地域での防災体制の点検と訓練

洪水ハザードマップの周知を図り、地域・個人として災害時に的確に応急措置や避難等の行動がとれるよう、地域での防災体制の点検と訓練を促進します。

## iii 住宅地の浸水対策

市街地の浸水防除のため、下水道施設である雨水管渠について、引き続き整備を進めるとともに、雨水貯留浸透対策の充実に努めます。加えて、豪雨時に大規模な浸水被害が予想される地区は、安全を考慮した土地の利用方法・建築のルール等を検討します。

また、浸水被害の軽減を図るため、本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップの内水浸水想定区域について、各年度の被害状況などの情報を収集します。

## ⑦ 災害復興を想定したまちづくり -----

阪神・淡路大震災や東日本大震災等を教訓とし、甚大な自然災害が発生した場合に備えて、発生後の混乱の中でも迅速かつ的確に復興を目指せるよう、事前復興（復興まちづくり）の方針を検討します。

## (2) 犯罪や交通事故等に対する安全なまちづくり

### ① 犯罪の防止 -----

道路・公園等の都市施設の整備や一般の建築、駐車場の設置などの際には、計画段階から防犯への配慮を促すなど、犯罪の誘発要因を除去する環境づくりを進め、防犯性の向上を図ります。

また、市民の防犯意識の向上とともに、地域での自主的な防犯活動などのソフト面の対策も含め、総合的な防犯まちづくりを推進します。

### ② 安全な交通環境の整備 -----

通学路や商店街等を中心に、交通安全施設の整備や交通規制等により、安全な交通環境の整備を進めます。

### ③ 空き家・空き地の適正な管理 -----

空き家・空き地の現状を把握するとともに、所有者等の問題意識の醸成や不動産事業者等との連携、管理不全な物件への指導など、空き家等の適切な管理と活用を促進します。

また、今後、空き家等による様々な問題が拡大しないよう、住宅の耐震改修や建て替え、相続登記等を促進し、管理不全な空き家等の発生を抑制します。



## 第5節 潤いのあるまちづくりの方針

### 1. 基本方針

本庄らしさを感じ、まちへの愛着や誇りを育むまちなみ・景観の維持・形成を図ります。

#### (1) まちなみや自然地形の魅力を感じられる景観の維持

市街地や幹線道路沿道、田園、河川、森林など、これまで形成されてきたまちなみや自然地形の魅力を感じられる景観を維持するため、埼玉県景観条例・景観計画や本庄市幹線道路景観指導要綱に基づき、建築物等の形態や意匠などを誘導します。

また、本庄市景観計画など独自の景観形成のルールを検討し、適用することにより、良好なまちなみの誘導を図ります。

#### (2) 歴史を感じさせる風情あるエリアのまちなみの整備

蔵やレンガ造りの建物が残る中山道沿いや児玉駅周辺市街地、養蚕農家住宅が残る高窓の里など、宿場町や養蚕業が盛んだっころの名残や歴史を感じさせる風情あるエリアについては、回遊して楽しいまちなみがまち全体に広がるよう、その保全や修景、周辺建築物等のデザインを工夫するなどの取組を市民との協働で進めます。

#### (3) 協働によるまちなみの維持・形成

地区計画が定められている区域では、引き続き良好な市街地環境の維持に努め、落ち着いたまちなみを守ります。

また、まちなみ形成のため、地域住民や事業者との連携強化や協働のための組織づくり等を進めます。

### 2. 施策の方向性

#### (1) 都市景観

##### ① 住宅地 -----

地区計画、緑地協定等の手法を活用し、建築物等の用途の制限や敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等のルールを定め、低層戸建て住宅中心の落ち着いたまちなみを維持します。

## ② 拠点市街地-----

住宅地と同様に、建築物等の形態や意匠などの誘導を行います。比較的規模の大きい公共施設や商業施設については、まちなかのシンボルとして、ランニングコストにも留意しながら質の高い優れたデザインとなるよう誘導します。

また、拠点市街地内の資源や周辺環境を活かしたまちなみの形成を進めます。

## ③ シンボル軸育成エリア-----

本庄駅と本庄早稲田駅をつなぐ本庄駅南口前通り線・中央通り線は、主要な移動空間としての快適性に加えて、沿道での買物・散策を楽しめる空間となるよう、道路空間と一体となった質の高い建築物や屋外広告物の形態・意匠・色彩等を誘導します。特に中央通り線では、歩行空間や休憩スペースなどゆとりある道路空間との一体性、賑わいの連続性を重視して、建築物等の形態や意匠などを誘導することで、本庄の新しい顔づくりを進めます。

また、本庄地域の仲仙道線・本庄駅前通り線沿道や児玉地域の駅前通線・中央通線沿道は、寺社や蔵、レンガ造りの建物などの歴史的要素を活かし、散策を楽しめる空間形成のあり方を検討します。

## (2) 沿道景観

金鑽通り線、十間通り線、南大通り線、本庄駅南口前通り線沿道においては、埼玉県景観条例や本庄市幹線道路景観指導要綱及び地区計画等に基づき、地区の環境に調和した建築物等の色彩の誘導や敷地の緑化を進めます。

また、主要な幹線道路の無電柱化を推進し、良好なまちなみの形成を図ります。

## (3) 田園景観

産業としての農業生産力の維持や優良農地の保全とともに、平坦な地形の中で集落・社寺林・屋敷林・高生垣が点在している本庄らしいのどかな集落地の景観保全のあり方を検討し、保全に努めます。

## (4) 自然景観

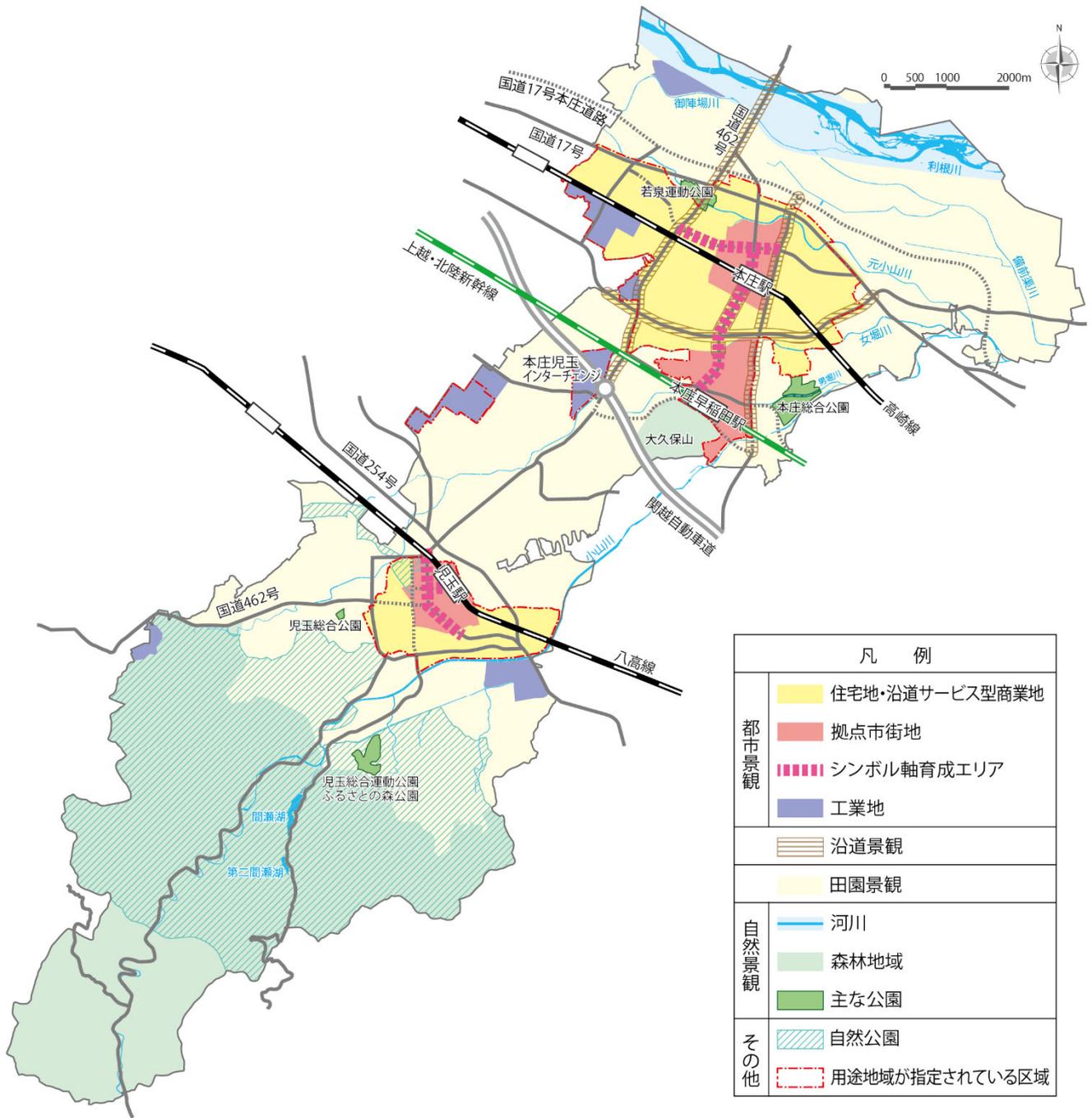
### ① 河川-----

市内を流れる河川空間の伸びやかな景観を守るため、沿岸の住宅地や工業地等の建築物・工作物の高さ、色彩等について、一定の配慮を促すことのできる市独自の景観誘導のあり方を検討します。

### ② 森林地域-----

自然公園における一定規模を超える建築物などの新築・改築・増築や木竹の伐採、宅地の造成などへの適切な対応により、自然景観を保護します。

## ■潤いのあるまちづくりの方針図



## 第6節 人にやさしいまちづくりの方針

### 1. 基本方針

子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが使いやすい都市環境を整備します。

#### (1) 安全で使いやすい都市環境づくり

駅や歩道等の歩行環境のバリアフリー化や公共交通の利便性を向上する取組などを進め、安全で使いやすい都市環境を実現します。

#### (2) 快適な施設整備の促進

多くの住民が利用する施設の使いやすい環境整備や高齢化対応の住宅整備等、快適な施設の整備を進めます。

### 2. 施策の方向性

#### (1) 都市環境のバリアフリー化

駅（駅舎・駅前広場等）や駅への主要なアクセス道路のほか、公共施設や福祉・医療施設、商業施設など日常生活を支える施設を相互につなぐ道路については、重要度・必要性の高い箇所から段差の解消や無電柱化などのバリアフリー化を進め、誰もが円滑に移動できる環境づくりを進めます。

また、全ての人が利用しやすい環境づくりのため、案内表示板等へのユニバーサルデザインの使用を推進します。

#### (2) 公共交通のバリアフリー化

自家用車での移動が困難な高齢者や障害者等、交通弱者の移動手段を確保するとともに、デマンド・シャトルバス車両をノンステップバスとするなど、誰もが利用しやすい公共交通のバリアフリー化を進めます。

#### (3) 誰もが使いやすい建築物の誘導等

公共施設や多くの市民が利用する大規模民間施設においては、改修や新築時にあわせて、出入り口・トイレ等のユニバーサルデザインの導入や誰もが使いやすい場所への設置を進めます。

#### (4) 高齢者や障害者に配慮した住宅整備

高齢者や障害者が自宅に安心して住み続けられるよう、市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者等にも使いやすい住宅改善を支援します。

